

広島県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市本郷町字寺屋敷四五〇、四五二、四五七、四六〇から四六七まで、四六九、四七〇、四七四、四九一、四九二、四九七、四九八、五〇七、五〇八、五一〇、五一一、五一六、五一八、五二〇、五二二、五二八から五三三まで、五三五から五四一まで、五四三から五四五まで、五四七、五四九、五五一、五六八から五七三まで、五七五から五七九まで、五八一から五八四まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。(